

運転経歴証明書・マイナ経歴証明書の申請手続きについて

運転経歴証明書・マイナ経歴証明書とは	<ul style="list-style-type: none"> ○ 運転免許証やマイナ免許証を返納した日から過去 5 年間の自動車等の運転に関する経歴を証明するものです。 ○ 令和 7 年 3 月 24 日から運転経歴証証書のほかに、マイナンバーカードに運転経歴情報を記録したマイナ経歴証明書を所有することができます。すでに運転経歴証明書をお持ちの方もマイナ経歴証明書に切り替えたり、両方とも所有することもできます。 			
手続きできる方	<ul style="list-style-type: none"> ○ 過去 5 年以内に運転免許証やマイナ免許証を返納された方で住所地在秋田県内の方 ○ 運転免許証やマイナ免許証が失効（期限切れ）して 5 年以内の方で住所地在秋田県内の方 ○ 代理人による申請手続きができます。詳しくは代理返納のページをご覧ください。 			
手続き場所	運転免許センター	警察署 又は （にかほ、美郷、羽後の各交番）		
受付時間等	月曜日から金曜日（平日のみ） ※土曜日・日曜日・祝日・振替休日及び年末年始の休日は手続きできません。			
	午前の受付 8:30 ～ 11:00	9:00 ～ 16:00		
交付・記録	運転経歴証明書の交付	即日交付（1時間30分程度）	運転経歴証明書の交付	後日交付（約3週間後）
	マイナ経歴証明書の記録	即日記録（1時間30分程度）	マイナ経歴証明書の記録	即日記録（1時間30分程度）
必要なもの	経歴証明書等の交付・記録申請	【免許返納と同時に申請する場合】		
		運転免許証のみ所有している方・・・運転免許証		
		○外国人の方は以下の書類のうち、いずれかの提示も必要となります。※令和 7 年（2025 年）10 月 1 日から在留カード／特別永住者証明書／外国人に関する事項(特定事項)* がすべて記載された住民票(コピー不可)		
		※外国人に関する事項（特定事項）		
		国籍または地域、住基法第30条の45に規定する区分、在留資格、在留期限、在留期限の満期日、在留カード等の番号		
		マイナ免許証のみ所有している方・・・マイナ免許証		
		運転免許証およびマイナ免許証を所有している方・・・運転免許証およびマイナ免許証		
【マイナ経歴証明書の所持を希望する方】				
マイナンバーカードまたはマイナ免許証を持参してください。				
※ 市役所等でマイナンバーカード発行時に設定したマイナンバーカードの署名用電子証明書暗証番号のご準備をお願いします。ご不明の場合は発行した市役所等にお問い合わせ願います。 （詳しくは「その他」の「マイナ経歴証明書の各種機能を利用するために必要な手続きについて」をご確認ください）				
【過去 5 年以内に運転免許証やマイナ免許証を返納された方】				
○ 本人確認のできる書類（住民票、マイナンバーカード、外国人の方は上記の在留カード等も持参）				
【運転免許証やマイナ免許証が失効（期限切れ）して 5 年以内の方】				
○ 失効した運転免許証やマイナ免許証（お持ちの方）				
※ 本人確認のできる書類（住民票、マイナンバーカード、外国人の方は上記の在留カード等も持参）				
【運転経歴証明書等の所有状況の変更について】				
運転経歴証明書のみ、マイナ経歴証明書のみ、運転経歴証明書とマイナ経歴証明書（2枚持ち）の3種類から所有状況を選択することができます。希望する所有状況に応じて以下のものが必要となります。				
① 運転経歴証明書のみから、マイナ経歴証明書または2枚持ちにする場合 運転経歴証明書、マイナンバーカード				
② マイナ経歴証明書のみから、運転経歴証明書または2枚持ちにする場合 マイナ経歴証明書				
③ 2枚持ちから、運転経歴証明書またはマイナ経歴証明書のみにする場合 運転経歴証明書、マイナ経歴証明書				
【返納又は失効した運転免許証等に記載された内容に住所等の変更がある場合】				
詳細は、 運転経歴証明書・マイナ経歴証明書の記載事項変更のページ をご覧ください。				
※ 運転経歴証明書には本籍が記載されていないので、本籍に変更があっても届出の必要はありません。				

	<p>【代理人による申請手続きの場合】 上記書類のほか、</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 代理手続申込書 ○ 申請用写真（縦3.0cm×横2.4cm、無帽、正面、顔中心、無背景のもので6ヶ月以内に撮影したもの）
<p>手数料</p>	<p>運転経歴証明書 1, 150円 マイナ経歴証明書 900円 運転経歴証明書とマイナ経歴証明書 1, 250円</p> <p>【注意】 秋田中央警察署、秋田東警察署、男鹿警察署、五城目警察署では現金決済（証紙購入）ができないため、決済方法はキャッシュレス決済のみとなります。証紙で納付する場合はあらかじめご準備ください。</p>
<p>その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 運転免許証等の停止、取り消しの基準に該当したまま失効した方は手続することができません。 ○ 失効した方が運転経歴証明書の交付を受けると、失効再取得の際の試験免除の対象となりませんのでご注意ください。 ○ 返納又は失効した際の免許証の住所が秋田県以外だった方は、免許センターであっても即日交付できない場合があります。 ○ マイナ経歴証明書の各種機能を利用するために必要な手続きについて マイナ経歴証明書を所有している方は、マイナポータルにおいてご自身のマイナ経歴証明情報の確認や、住所変更手続き等のワンストップサービス等の各種機能を利用することができますが、そのためには市役所等でマイナンバーカード発行時に設定したマイナンバーカードの署名用電子証明書暗証番号が必要となりますので、ご準備をおねがいします。ご不明の場合は発行した市役所等にお問い合わせ願います。 ○ マイナ経歴証明書の内容確認について マイナンバーカードの券面にはマイナ経歴証明書の情報が表記されないため、マイナ経歴証明書に記録された情報を読み取る場合には、マイナポータルにログインする必要があります。

お問い合わせ先
運転免許センター TEL 018-824-3738
または最寄りの警察署（免許受付）まで